

## 岡山市優秀選手激励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の競技スポーツの推進を図るため、全国大会、国際大会その他これらと同等の規模のスポーツ大会に出場する者に対し、岡山市優秀選手激励金（以下「激励金」という。）を交付するにあたり必要な事項を定める。

### (対象大会)

第2条 激励金の対象とする大会は、全国規模以上の大会で、公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会の加盟競技団体が主催する大会又はそれらの団体から推薦を受けて出場する国際大会とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる大会は交付対象としない。

- (1) 全国中学校体育大会
- (2) 全国高等学校総合体育大会
- (3) 全国高等学校選抜大会
- (4) 全国高等学校定時制通信制体育大会
- (5) 全国大学選手権大会
- (6) 岡山県内で開催される全国大会（国民体育大会を除く。）

### (対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、県大会若しくは中国大会等の予選会若しくは選考会を経て、又は大会要項に規定される標準記録等に到達して前条の大会に出場する選手で、大会当日に本市に住所を有する者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は交付対象としない。

- (1) 当該大会の出場にあたり、本市の他の制度により金銭等の交付を受ける者
- (2) 同一年度内に激励金の交付を受けた者（国際大会出場に伴い激励金の交付を受けた者を除く。）

### (激励金の額)

第4条 激励金の額は、次表に定める額以内で、岡山市長が大会規模等を勘案して決定する。

大会種別	激励金の額	
オリンピック	申請の都度、市長が決定する額	
国際大会	国外 個人	30,000円
	団体	300,000円
	国内 個人	20,000円
	団体	200,000円
全国大会	個人	5,000円
	団体	50,000円
国民体育大会	1人	10,000円

2 前項の規定に関わらず、団体の構成員が10人に満たないときは、個人の金額に構成員数を乗じた額とする。ただし、構成員数は大会要項等に規定される選手数を上限とする。

(激励金の交付手続)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、岡山市優秀選手激励金申請書(様式1)により岡山市長に申請する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の岡山市優秀選手激励金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。